

5 5月12日は民生委員・児童委員の日です

☎社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627

「民生委員・児童委員は、あなたの身近な相談相手です」

民生委員・児童委員は、誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行うボランティアです。法による守秘義務がありますので、安心して気軽に相談してください。

●民生委員・児童委員の主な活動内容

- ・高齢者などの安否確認
- ・子育て支援活動
- ・経済的困窮など、生活上の心配ごとに関する相談
- ・福祉やさまざまなサービスの紹介 など



マスコットキャラクター
「広島県版ミンジー」

※6.8.25.26.38は民生委員・児童委員が不在のため、社会福祉課へ相談してください。

●海田町民生委員・児童委員および主任児童委員名簿

	氏 名	担 当 地 区
1	小林 勝人	上市
2	百本 政喜	中店
3	大野 美恵子	稻荷町
4	俵 尚子	新町
5	源田 美幸	窪町
6	※	つくも町
7	川東 信行	明神町、南明神町、南つくも町、 寿町
8	※	大正町、堀川町
9	益 七枝	南堀川町、栄町2、6
10	長谷川 勉	南大正町、栄町1、3、4、5、7
11	長尾 優子	昭和町
12	勝丸 郁子	南昭和町
13	山部 文恵	昭和中町
14	新庄 良治	東昭和町
15	山内 城	日の出町
16	倉本 則夫	月見町
17	時重 直美	南本町
18	平岡 好一	曙町
19	大松 実津江	南幸町5～10、16
20	山本 久美子	南幸町1～4、11～15
21	市川 正美	大立町
22	新山 信子	幸町

	氏 名	担 当 地 区
23	宗像 布美子	成本
24	山手 房子	石原
25	※	畝一丁目2～10
26	※	畝二丁目7、8、9
27	宮首 和夫	畝一丁目1、11～25、畝二丁目1 ～6、10～14
28	柳本 康江	砂走
29	佐々木 愛子	蟹原一丁目
30	山手 百合子	蟹原二丁目
31	上田 久美	西浜
32	西平 弘志	浜角
33	辻 幸子	三迫一丁目
34	正田 民子	稲葉、三迫二丁目1、4、6、7、9、 10
35	百本 邦子	三迫二丁目2、3、5、8、11～ 20、三迫三丁目
36	森矢 芳憲	東一丁目、東二丁目
37	河野 義明	寺迫一丁目、寺迫二丁目
38	※	国信一丁目、曾田
39	植野 了	国信二丁目
40	中神 裕子	主任児童委員
41	堂免 寛	主任児童委員

6 障がいのある皆さんへのサービス 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

☎社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627

サービス	身体障害者手帳・難病患者など	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
医療費 助成制度	重度の障がい者(身体障害者手帳1、2、3級・療育手帳A、A、B)の保険診療の 自己負担について助成。 [自立支援(更生・育成)医療] 障がいを除去または軽減するための医療費について助成。 (人工透析療法など)		精神障がい者(精神障害者 保健福祉手帳1級)の保険診 療(通院のみ)について助成。 [自立支援(精神通院)医療] 在宅の精神障がい者の精神 通院医療費を助成。
特別児童扶養 手当	重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給。 ・1級月額56,800円 ・2級月額37,830円(令和7年4月現在)		
特別障害者 手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいがある在宅の20歳以上の人に支給。 ・月額29,590円(令和7年4月現在)		
障害児福祉 手当	日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいがある在宅の20歳未満の人に支給。 ・月額16,100円(令和7年4月現在)		
重度心身障害者 介護手当	手当の障害程度基準を満たす、5歳以上20歳未満の障がいがある人の保護者に 支給。 ・月額3,000円または月額4,000円		
心身障害者 扶養共済	障がい者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がい者と なった場合に、障がい者に支給。		
障害福祉 サービス	障がい者の日常生活を援助し、自立を支援するためのサービスを提供。 (居宅介護・短期入所・施設入所・就労移行支援・就労継続支援など)		
障害児通所 支援	障がいにより療育が必要な児童に対して行う給付。 (児童発達支援、放課後等デイサービスなど)		
地域生活支援 事業	地域特性に応じて、障がい者の生活を援助するための支援。(移動支援事業、配食サービス、訪問理美容サービ ス、自動車運転免許取得・自動車改造費助成、成年後見制度利用支援事業、訪問入浴サービスなど)		
補装具費の支給	身体障がいを補うための用具購入・修理費用の助成。 (補聴器、車椅子、義肢など)		
日常生活用具 の給付	障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具購入費用の助成。 (入浴補助用具、ストマ用装具、住宅改修、聴覚障害者用通信装置など)		
通所交通費助成	施設や事業所に通所している障がい者に通所交通費の一部を助成。(1日280円を上限)		
手話通訳者派遣	手話通訳者を派遣。依頼は(一社)広島県ろうあ連盟へ。 (FAX.252-0309またはEメール hrren@do3.enjoy.ne.jp)		
手話通訳者設置	行政手続の手話通訳や相談などを行うため、手話通訳者を月1回配 置します。くわしくは海田町ホームページを確認してください。		
要約筆記者派遣	要約筆記者を派遣。		
重度障害者福祉 タクシー助成	対象となる重度障がい者が利用した福祉タクシーの利用料金のうち1回につき640円を限度に助成。 年間24枚(腎臓機能障害の身体障害者手帳1級所持者は年間48枚)を限度にタクシー乗車券を交付。		
相談事業	障がい者やその家族などからの相談を受けています。 海田町 社会福祉課 ☎823-9207【障がい者・障がい児】 健康づくり推進課 ☎823-4418【精神障がい者・難病等患者】 海田町障がい者基幹相談支援センター ☎573-7290【障がい者・障がい児】 社会福祉法人 柏学園 ☎282-6500【障がい児】 障がい者相談員 【身体】海老原 由訓 建道 哲郎 【知的】山田 まみ	こころの相談につい て、くわしくは21ページ を確認してください。	
その他	思いやり駐車場利用証交付、サポートファイルの配布、難聴児補聴器購入・修理助成、上下水道料金の減免、町営住 宅への入居優先、高齢者等ごみ出し支援事業、NHK放送受信料の減免、障害基礎年金の受給、有料道路通行料金の 割引、特別障害給付金、生活福祉資金の貸付、海田市駅駐輪場の登録利用料の減免、運賃割引、税制上の優遇など。		

※各サービスを受けるためには申請が必要で、障がいの程度や所得などの要件を満たす必要があります。
くわしくは担当課に問い合わせるか、海田町ホームページを確認してください。

